

会議等結果報告書

会議区分	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">会 議</div> ・打合せ ・協 議	文書番号 決裁期日	上富総務第 345 号 平成 29 年 5 月 22 日
名 称	第 1 回特別職報酬等審議会		
日 時	平成 29 年 5 月 15 日(月) 13 時 30 分～15 時 45 分		
場 所	役場庁舎 3 階審議室		
出席者	向山町長(諮問まで)、宮下総務課長、床鍋主幹、上嶋主査 委員 7 名(欠席：富田委員、野口委員、田中委員)		
内 容	<p> ■辞令交付(略) ■町長あいさつ(略) ■議案(要点抜粋) </p> <p> 1 会長選出について 宮下課長:会長は委員の互選となっているので、各委員からのご発言を求めます。 江島委員:島瀬委員が適任と思います。 宮下課長:他にご発言ないでしょうか。【発言なし】 宮下課長:それでは島瀬委員を会長にお願いしますが、了承していただけますでしょうか。【出席委員全員の承認】 島瀬会長:皆さんの活発な意見をお願いします。 </p> <p> 2 会長代理の指定について 宮下課長:会長代理は会長の指定となっていますので、指名をお願いします。 島瀬会長:会長代理に藤田委員を指名する。 </p> <p> 3 特別職等の報酬額等に係る諮問について 向山町長:特別職、町長、副町長及び教育長の給料並びに議会の議員の報酬の額について、上富良野町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問しますのでご審議の上、ご答申願います。(諮問書読み上げ) 向山町長【退席】 島瀬会長:あいさつ(略) </p>		
			<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">次のページ</div>

4 報酬等の状況について

島瀬会長:只今諮問のありました内容に基づき、あらかじめ送付された特別職の給料、議会議員の報酬等に関する資料についての説明をお願いします。

床鍋主幹:資料1につきましては、特別職(町長、副町長及び教育長)の報酬額を上川管内及び財政規模、人口規模において類似する道内自治体とで比較したものであり、町長の給料月額、管内で8番目、年収は14番目、類似団体比較では、給料月額は、6番目、年収は9番目でいずれも平均を下回っています。

副町長については、給料月額は管内で5番目に高い給料ですが、年収では14位、類似団体の比較では、給料月額は8番目、年収では最下位になっていません。教育長も管内では、月額で7番目、年収で15番目、類似団体との比較では、月額で7番目、年収は最下位となっている状況です。

続いて資料2の議会議員の報酬についてですが、まず議長につきましては報酬月額が管内で2番目、年収では3番目と高い水準にあります。副議長の月額は、管内で5番目、年収で11番目となりおおむね平均となります。常任委員長は、管内で5番目、年収で12番目、議員にあつては管内で6番目、年収でみると13番目に位置しています。【その他の説明】(略)

島瀬会長:25年に改正された内容はどのようなものでしたか

床鍋主幹:財政が厳しいという理由でこの審議会を経て町長の給料月額75万円を72万円に下げたものです。

内 容

異 委員:公債費率など当時と比較して改善されていると思いますし、現在はその償還のピークにあるようですので、財政的に逼迫している状況ではないかと思います。

谷本委員:議員も一時報酬を減額した時期があったはずで、同じく職員も下げた経緯があるかと思うのですが。

床鍋主幹:職員の給料は平成26年に看護職以外で1年間下げました。

異 委員:企業でも同じこと言えますが、事業などに投資すると必ず負債は増えます。一時的な投資で財政が厳しいというのはあり得なく、危険なものでもないと思います。資料の中で人口1万人以上いる町の教育長の給料が、同じ沿線の村の報酬より低いということに驚きました。

島瀬会長:管内でトップの美瑛町とでは、町長の年収ベースで273万円の差、副町長は160万円、教育長は170万円弱、議長とは90万円弱、議員でも80万円弱と大きな差が生じています。

異 委員:特別職は、議員と異なり、責任のある職務に専念するため、他町村とも比較してもその職務に見合う報酬を検討することが大事だと思います。

藤田委員:前回も出席しましたが、当時は給料を上げなければという意見もありましたが、据え置きの結果となりました。資料等の説明を聞く範囲では、財政が許す範囲で上げても良いかと思います。

島瀬会長:まず特別職からとなりますが、みさんの意見をお伺いすると減額はなく、据え置きか上げるかの択一となりますが、さらに意見はありますか。

次のページ

内 容

佐川委員:審議会としては、これら配布された資料を見て客観的に判断した方がよいかと思
います。抽象的な表現による答申は避けるべきです。

巽 委員:私も同じ意見です。

島瀬会長:それでは特別職については、上げる前提での審議としてよろしいですか。

【異議なし】

佐川委員:資料に比較する十分な数字があるので、平均値までの額に見直すのが良いと思
います。月額報酬も期末手当も年収も平均並みの金額で良いのでは。

谷本委員:(必要な場合は)給料月額を若干上げて、あとは期末手当で調整するのが良い
かと思います。

(中略)

島瀬会長:町長については月額75万円、期末手当を4.3とすることで平均的な額となるので
すがいかがでしょうか。【異議なし】

島瀬会長:次に副町長となりますがどのようになりますでしょうか。

佐川委員:副町長は、月額は低い水準でないので、期末手当のみの調整でよいのではな
いか。

島瀬会長:それでは副町長は月額は据え置きで、期末手当を4.3とすることでよろしいです
か。【異議なし】

島瀬会長:次に教育長となりますがご意見ありますか。

佐川委員:副町長と教育長の月額の差は、職責の差によるものなののでしょうか。

巽 委員:新教育長の制度により今後他の市町村で改定の動きはあるのですか。

宮下課長:具体的な情報は入ってきていませんが、見直しする自治体もあるかと思
います。

(中略)

島瀬会長:教育長については、制度の変更もあり月額1万円上げ、期末手当は4.3とすること
で良いでしょうか。【異議なし】

島瀬委員:次に議員の報酬についてですが、議員の報酬は平成15年からこれまで14年据
え置きなっている状況にあり、まずその部分について考える必要があるのでは
ないかと思
います。

巽 委員:他の議員職や特別職とも比較して議長(管内上位)とのバランスは悪いですよ

佐川委員:極端な話となると、引き上げの前提で進んでいますが、平均的なものとするなら、
議長の月額を下げることも考えなければならないのでは。

谷本委員:職務に専念してもらうためにも一般議員の報酬は上げるべきだと思います。成り
手の問題もありますし、町のために一生懸命やったださる部分に見合った報
酬としてほしいです。

巽 委員:基本は平均まで押し上げることをしなければならないですし、それからいうと議
長の月額は高いかと思
います。

瀬川委員:それでも年間報酬を下げるわけにもならないので、年間の報酬が変わらない範
囲で月額をいかほど調整するかだと思
います。

(中略)

次のページ

巽 委員:期末手当を4.3とし、月額を減額することで年間報酬は変わらない。それでも管内の平均も超えていますので。

(中略)

島瀬課長:それでは議長については、月額を1万2千円下げて26万3千円、期末手当を4.3とすることでよろしいですか。【異議なし】

島瀬会長:次に副議長の報酬に入りますが、管内で5番目、平均は年間で316万円です。

佐川委員:期末手当を4.3にするだけで良いかと思えます。

島瀬会長:副議長については、期末手当の調整だけとしてよろしいか。【異議なし】

島瀬会長:次に常任委員長の報酬に入りますが。

江島委員:常任委員長と議員の差もありますので、先に議員の報酬を検討したら良いと思いますが。

巽 委員:これまでの経緯から10%程度上げるべきだと思います。

佐川委員:議員の月額は管内で5番目なので5千円上げ、期末手当を4.3とすることで良いのではないのでしょうか。

(中略)

島瀬会長:それでは議員職の最終確認をさせていただきます。議員職においてもすべて期末手当を4.3とする中で、議長は月額を1万2千円下げた26万3千円、副議長と常任委員長は据え置き、議員の月額を5千円上げるということによろしいでしょうか。

【異議なし】

佐川委員:私たち審議会はいくまでも町長からの諮問に基づき、それを理解したうえで、管内町村等と比較し平均レベルまでに引き上げたということを全員の共通理解とするべきです。

島瀬会長:他にご意見等がなければ、今後事務局でまとめ、次回の審議会に案を示していただきますと思います。次回の審議会日程については。

宮下課長:異論がなければ6月1日に開催したいと考えております。

島瀬会長:それでは、今回は6月1日午後1時30分からでよろしいでしょうか。

【異議なし】

5 今後の進め方について

次回開催までに今回の審議に基づき答申案を作成して、委員に意見を伺い、最終的に町長へ答申する。

今回は6月1日(木)13時30分

以上

内 容